

## 小田原市民会館条例等の廃止について

### 1 条例及び規則の廃止の背景

令和3年（2021年）9月、市民会館に替わる新たな芸術文化活動の拠点となる市民ホールが開館する予定です。

市民会館は、開館以降、長年にわたり地域の文化振興に寄与してきましたが、市民ホール開館に伴いその役割を終えるため、令和3年（2021年）7月31日をもって閉館することとします。

そのため、小田原市民会館条例及び同条例施行規則を廃止するものです。

### 2 内容

小田原市民会館条例及び同条例施行規則を廃止します。

### 3 施行期日

令和3年8月1日